

質問に対する回答書

提出された質問書について、次のとおり回答します。

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
1	構成員の施工役割を複数者で担当する場合の技術者保有資格について質問です。 複数の技術者の役割分担を下記の通り考えています。 その際の資格者として全社が監理技術者証を有している必要がありますか。 ・構成員 A 現場代理人兼管理技術者（施工役割を担う代表事業者） ・構成員 B 主任技術者 ・構成員 C 主任技術者	構成員の施工役割を複数者で担当する場合は、複数者を統括する現場代理人兼管理技術者（施工役割を担う代表事業者）を 1 名選任すれば足りることとし、全構成員が有している必要はありません。	実施要領 P10
2	構成員の施工役割の配置技術者候補が複数いる場合について質問です。 事業者の有資格者が複数在籍している場合、申請時点で 1 名に決められない場合は、条件を満たす複数名を配置予定技術者として記載しての申請は可能ですか	管理技術者については、実施要領 7.（6）④業務実施体制調書（管理技術者）において、記載した管理技術者は原則として変更できないこととしているため、申請時点で決めていただく必要があります。 なお、現場代理人及び監理技術者については、申請時において合理的な理由により最終決定が困難な場合に限り、いずれの候補者も本事業の要求する資格要件を満たしており、業務遂行に支障がないことが明確である場合は、複数名を候補者として記載することは可能です。 その場合は、申請書内においてその旨を明記いただくとともに、全候補者の資格証・経歴書等の提出をお願いいたします。なお、契約締結前までに最終的な配置技術者を確定いただく必要があります。	実施要領 P10 様式 8-1 様式 8-2

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
3	様式 8-3 リース会社と申し込み人 (XXXXXX) でよいか	構成員の基本的な考え方 構成員とは、事業を共同で実施する事業体を指し、通常は実施に必要な役割を担う複数者の連携によって構成されます。 申込人がリース会社と施工役割を担当する者の 2 者で構成する場合は、リース会社は機器の貸与者として、施工役割を担当する者は事業の実施主体としての役割を担います。 そのため、リース会社と施工役割を担当する者の 2 者のみで申し込むことは可能ですが、施工や管理などの役割を担う技術者配置や責任の所在が明確である必要があります。 留意点 施工に関わる役割が適切に分担され、必要な技術者資格が確保されていること 契約関係や責任分担が明確に文書化されていること 以上の条件を満たしていれば、リース会社と施工役割を担当する者の 2 者で構成することは認められます。 なお、施工役割は構成員に限らず協力業者でも担うことが可能であり、協力業者は、グループ構成表(様式 2)の記載対象ではありません。 ただし、施工役割を協力業者に依頼する場合は、協力業者であることを明記した上で様式 6,7,8-1,8-2,8-3 の提出が必要です。	様式 8-3

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
4	賃貸借仮契約締結（R7年8月6日）と賃貸借本契約（R7年9月下旬）とで、二段階に分けて契約を行う流れのようですが、仮契約と本契約のそれぞれはどのような内容の契約になるのでしょうか？ 事前に契約書骨子のご開示をお願いいたします。 また、今回、グループでの参加を予定しておりますので、上記仮契約及び本契約の捺印者は、グループを構成する全ての事業者の連名となるという理解でよろしかったでしょうか？	1. 仮契約について 仮契約は、議会承認前に締結する契約であり、契約内容は本契約と同一です。議会承認後、仮契約書の内容をそのまま本契約書として正式に締結する流れとなります。したがって、仮契約と本契約の内容は基本的に同じであることに留意してください。 2. 本契約について 本契約は、議会承認後に仮契約書の内容を正式契約書として確定・締結します。 3. 契約書骨子の開示について 契約書骨子は、現段階では開示できません。 4. 捺印者について グループ参加の場合の捺印者は、原則として代表者による一括契約となり、グループを構成する全ての事業者の連名捺印は不要です。	実施要領 P3 _（日程） 実施要領 P4

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
5	①導入グループ A.B ごとに施工期間完了後の翌日 1 日起算にてリース期間及びサービス対象期間を設定してゆくと思いますが、弊社では、その都度、上記の（仮契約・本契約とは別に）個別の付帯サービス付きリース契約を締結させて頂く流れを想定しております（施工完了した施設が複数施設ある場合はひとくくりで一契約とする）。そのような理解で、八戸市様のご認識と齟齬はございませんでしょうか。 ②また、毎月 1 日をリース開始日とする個別の付帯サービス付きリース契約は、「担当役割をリースとする事業者」と八戸市様との二社間の契約という理解でよろしかったでしょうか？ ③リース料の支払について年払・月払可とありますが、何れを選択した場合においても、その初回支払日はリース期間開始の当月末（＝施工期間完了後の翌月末日）という理解でよいでしょうか？ ④リース会社への振込先は八戸市又は各学校のどちらになりますでしょうか。	①下線部分は、翌月 1 日と解釈して回答します。 用語の定義 ・ A, B とは、施工期間を指す。 ・ 導入グループとは、施工する施設を引渡し月ごとに区分したグループを指す。 各導入グループの施工完了後の翌月 1 日を起算日として、リース期間及び付帯サービスの提供期間が開始される想定です。ただし、仮契約・本契約とは別に個別の付帯サービス付きリース契約を締結するものではなく、契約は当初に締結された一契約（仮契約・本契約）になります。 ②上記①のとおり、個別の付帯サービス付きリース契約は締結しません。 ③優先交渉権者と協議により決定します。 ④リース料は、八戸市が支払います。	実施要領 P2

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
6	施工グループ B. 令和 8 年 3 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日を施工期間とする導入グループの「無償サービス」とリース期間の考え方について教えてください。 (Ex) 仮にある施設の工事が令和 8 年 5 月 1 日に完了した場合、以下の(1)(2)のどちらの考え方が正しいのでしょうか？ (1) R8.6/1 にリース期間が始まり、リース満了は 9 年 10 ヶ月経過後の R18.3/31 にリース満了し無償譲渡となるが、付帯サービスの提供は無償譲渡（リースの終了）に拘らず、R18.8/31 まで、提供するという考え方。 (2)R8.6/1 にリース期間が始まり、リース満了は 10 年 2 ヶ月経過後の R18.8/31。しかしながら R18.4～8 の 5 ヶ月については、賃料無償という考え方。	例えば、工事が令和 8 年 5 月 1 日に完了した場合、 リース期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日までの 9 年 10 か月間となります。 その後、令和 18 年 4 月 1 日から令和 18 年 5 月 31 日までの 2 か月間は、無償サービス期間として、引き続き付帯サービス（保守点検等）を御提供いただくこととなります。	実施要領 P2
7	提出書類のうち国税および地方税（法人市民税）に滞納がないことの証明につきまして、地方税について、本社所在地の都民税の納付証明でよろしいでしょうか？	地方税については、構成員となる法人の主たる事務所の所在地に係る地方税の納付証明書を御提出ください。	実施要領 P 9 _ (2) 提出書類

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
8	グループ構成表(様式2)に構成員各社が押印されるので、構成員同士の契約書等の写しは不要ではないか。	様式第2号「グループ構成表」に構成員全社の記名押印をいただくことで、グループの構成および役割分担についての合意は確認できますが、構成員間の契約内容の具体性や実効性を担保するものではありません。 そのため、本事業の円滑な履行および責任の所在を明確にする観点から、構成員相互間における責任分担・業務範囲・費用負担等を明記した契約書またはこれに相当する文書の写しを御提出いただく必要があります。 本書類により、グループ全体としての共同体制が実質的に構築されていることを確認させていただくものです。	実施要領 P9 7 参加表明書の提出 (2) ②
9	提出部数に記載されている PDF データを入れた CD-R 又は DVD-R1 部について情報漏洩の観点からシステム上持ち出し不可となっており電子メールでの提出を可として欲しいが如何でしょうか。	電子メールによる提出は、認めておりません。	実施要領 P9 (2) 提出書類

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
10	安定器の撤去後 PCB 含有の有無を明らかにする。とありますが、日本照明工業会を指導する経産省情報産業課の課長補佐からの見解で、電氣的に切断すれば安定器を取り外す必要は無いとの見解を得ています。他の市の入札評価委員会からの質問にも同様に答えているため、費用面からも工期面からも不用な工事はやらないことに変更できないでしょうか。	変更できません。	仕様書 5. 事業内容⑤
11	リース料総額の比較をすると思いますが、試算の前提となる器具の数量は参考数量で試算する方法と提供依頼した図面を基に試算する方法の 2 種類あると思います。どのように考えたら良いでしょうか。	参考数量は提供する図面を基に算出しているため、リース料総額の試算に当たっては、どちらの方法でもかまいません。 また、提供する図面は省エネルギーに関する各種試算や施工計画を立てる際に活用ください。	実施要領 2. 事業概要 (2) ③と参考数量

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
12	公平かつ公正な入札を行うにあたり、市内業者で業者登録をしている組合員企業に工事を依頼して承諾をもらっていたところ、XXXXXX 組合として入札に参加することになったので、工事には協力できないとの返事があった。組合が組合員の意思を縛ること自体が独占禁止法 3 条違反になる事は東北公正取引委員会の見解で確認されており、今回の入札において、公正な競争ができなくなる恐れがあるから、入札参加の条件として市内の登録工事会社を条件とする項目を外していただきたい。落札したリース会社が市内の工事会社を使うことと追記して、応募者がそれを約束すれば、現在の不法な状況は改善されるのではないかと考えるがいかがか。	本プロポーザルにおいて、複数の応募は禁止しており、他都市の事例においても同様の措置をとっております。 また、現行の応募条件においても「落札したリース会社が市内の工事会社を使うこと」を提案していただくことは可能です。 なお、当市では、一般競争入札において、組合等と当該組合のいずれかの組合員が同一の案件の入札に参加した場合、その応札は無効となります(八戸市財務規則第 125 条第 2 号「2 以上の入札」に該当)。 本プロポーザルにおいても、組合とその組合員が構成員として別々に参加した場合には、同規定を適用いたします。 《協力業者について》 ・八戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者及び、八戸市内に本社(店)を有している業者の活用について、最大限努めることとしており、必須条件ではありません。 ・本事業においては、地元経済への波及効果や施工後の維持管理体制等の観点から、八戸市内に本社(店)を有している工事業者の活用を推奨しております。	実施要領 P5 4 応募条件 (2) ⑤⑥⑦